

第32回 法人会全国大会徳島大会の報告

平成27年10月8日(木)に第32回法人会全国大会徳島大会が徳島市の徳島県立産業観光交流センター(アスティ徳島)で開催され、全国から法人会役員会員ら1,800名以上の方が参加されました。

主管した一般社団法人徳島県法人会連合会の古川会長(阿波銀行相談役)は開会の辞で「地方創生が大きく問われる今日、地方がいかに頑張るか、法人会の果たす役割も大変重要」と歓迎の言葉を述べられました。

第1部は、大会初の試みとしてパネルディスカッションが行われました。コーディネーターとして徳島経済研究所の田村耕一専務理事が務められ、パネリストとして、地元徳島上勝町の活性化に取り組む(株)いろどりの横石知二社長と神山町のNPO法人グリーンバレーの大南信也理事長の二人が担当され、「日本の山里に、こんな仕事・移住企業もありますよ～」と題し、「地方創生の独創的ビジネスモデル」をテーマに活発なディスカッションがなされ、大好評でした。

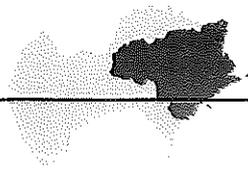
第2部の大会式典においては、各種表彰が行われました。「平成26年度会員企業増強表彰部門」においては、県連の部で徳島県法人会連合会が全国第一位として優秀賞を、単位会の部で徳島法人会が全国第一位として最優秀賞、その他県下5法人会に優秀賞が授与されました。

第3部では、歓迎アトラクションとして娯茶平連(徳島市)や、東京の公益社団法人世田谷法人会の師岡孝会長が連長を務めるみずき連(東京・神楽坂)が阿波おどりを披露しました。大会参加者の方々も踊りの渦のなかに溶け込み一緒になって踊られ、おおいに盛り上がりました。

当日、大会会場には、徳島の物産名店約30ブース、ミニマルシェ数店舗、徳島ラーメン・祖谷そば実演等大賑わいでした。また、「平成28年度税制改正に関する提言」をパネル展示したほか、全国総連合の活動、徳島県下6法人会の活動、県内の観光情報なども紹介しました。

最後に、今大会が無事終わりましたこと対しまして、会員各位、またお世話いただきました皆様に対しまして、心より感謝申し上げます。

また、今後とも法人会活動に対しまして、ご協力・ご支援をよろしくお願い申し上げます。



プログラム

会場：アスティとくしま

12:00 ~

受付

14:00 ~ 15:15

第1部 パネルディスカッション

●テーマ

日本の山里に、こんな仕事・
移住企業もありますよ

～地方創生の独創的ビジネスモデル～

●パネリスト



(株)いろどり
代表取締役社長
横石 知二氏



NPO 法人グリーンバレー
理事長
大南 信也氏

●コーディネーター



(公財) 徳島経済研究所
専務理事
田村 耕一氏

15:30 ~ 16:40

第2部 大会式典

アスティとくしま内を会場移動

17:00 ~ 18:00

第3部 懇親会 (ケータリング：ザ・グランドパレス)

アトラクション「阿波踊り」

(出演) 娯茶平

終戦間もない1946年(昭和21年)5月に誕生した娯茶平の踊り方は、「娯茶平調」と呼ばれ、三大主流の一角を成しています。ゆったりとした正調のお囃子に合わせて魅せる、日本の古典芸能である能を思わせる「すり足」は娯茶平独特の足運びで、国内はもちろん欧米やアジアなどの海外公演でも好評を得ています。今では連員数が360人を数え、「タメ、間、情」がある踊りとお囃子を極めようといろと丸となって努力しています。まさに「一生を捧げ悔いなし阿波踊り」です。



11:00 ~ 17:30

(準備でき次第)

物産展

徳島名産品、菓子・海産物・地酒等販売。約32店/十三三徳島マルシェ
徳島ラーメン2店舗・祖谷そば1店舗(実演販売)、すだちの掴み取り

11:00 ~ 18:30

展示コーナー

全法連の税制改正に関する提言活動のパネル展示をはじめ
徳島県下6法人会の活動や県内の観光情報をご紹介予定。

12:00 ~ 無くなり次第終了

ウェルカムドリンク

「ザ すだち」「四国剣山天然水」「ポカリスエット イオンウォーター」

公益財団法人 全国法人会総連合
会長 池田 弘一



このたび、徳島県法人会連合会のご協力を得て、第32回法人会全国大会を徳島市において開催する運びとなりました。

この全国大会は、法人会の「税制改正に関する提言」の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会会員が一堂に会し、交流と研さんを通じて、より一層連帯を深めることを目的に、年に1回各地で開催しております。

さて、これまで法人会は税知識の普及、納税意識の高揚など「税」を中心とした公益的な活動を幅広く展開してまいりました。新公益法人等への移行を契機に「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、公益的な活動をさらに積極的に展開するとともに、より透明性ある運営に心がけ、引き続き広く社会に貢献してまいりたいと考えております。

ところで我が国は、長引くデフレからの脱却と強い経済の再生を目指した積極的な経済政策により、景気の緩やかな回復基調を続け、好循環サイクルに入る動きを示していると見られます。しかし、これを着実な好循環軌道に乗せるには、まだまだ課題が山積している状況です。特に、地域経済と雇用の担い手である中小企業には経済政策の効果が十分に浸透しておらず、引き続き地方創生の取り組みを深化させつつ、多角的で実効性ある戦略が強く求められます。また、財政健全化では、改めて歳出・歳入一体による改革工程を示し、着実に実行する必要があります。

法人会では、こうした観点から、このたび税制改正に関する提言を取りまとめたところであり、その趣旨が理解され、実現されることを強く期待しているところであります。

どうか、今後とも皆様方の温かいご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人 徳島県法人会連合会
会長 古川 武弘



全国から多数の会員の皆様、国税庁長官をはじめ多くのご来賓の皆様にご臨席を賜り、ここ徳島市で初めて全国大会を開催できますことは、私ども徳島県法人会連合会並びに県内6法人会にとりまして、大いなる榮譽であり心より歓迎申し上げます。

本大会は、全ての法人会が公益法人等に移行したことを契機に制定された「税のオピニオンリーダー」との新しい理念の下での最初の大会であり、大変意義深いものがあると考えます。

さて、徳島県は四国の東部に位置し剣山をはじめとする多くの山と、吉野川をはじめ大小の河川による豊富な水量と温暖な気候に恵まれ、古代より粟が豊かに実る「阿波」の国といわれております。又、海山の豊かな食材に恵まれ、すだちをはじめ多くの徳島ブランドがありますので、阿波の味覚を懇親会でどうぞご堪能ください。

県都徳島市は多くの川が流れる水都であり、観光は、世界最大級の「鳴門海峡の渦潮」とそれを大橋から見下ろす「渦の道」、近くの「大塚国際美術館」では西洋名画の陶板1000点余りを現物同様にご覧頂けます。

又、昨年四国八十八カ所霊場開基1200年を迎えた発願の地で二十四の札所があり、少し足を伸ばせば「秘境 祖谷」があります。

そして徳島と言えは何よりも「阿波おどり」であり、懇親会のアトラクションでは「有名連」とご一緒に「踊る阿呆」になって頂きます。

最後になりましたが、地方創生が大きく問われる今日、地方が如何に頑張るべくか法人会の果たす役割も大変重要かと存じます。

本大会の成功と全国の法人会ならびに会員企業のますますのご発展とご参会皆様のご健勝をご祈念申し上げ心からの歓迎のご挨拶といたします。

第1部 パネルディスカッション 14:00～15:15

【テーマ】

日本の山里に、こんな仕事・移住企業もありますよ
～地方創生の独創的ビジネスモデル～

【パネリスト】

株式会社いろどり 代表取締役社長
横石 知二氏
特定非営利活動法人グリーンバレー 理事長
大南 信也氏

【コーディネーター】

公益財団法人徳島経済研究所 専務理事
田村 耕一氏

第2部 式典 15:30～16:40

1. 開会の辞
2. 国歌斉唱
3. 来賓紹介
4. 主催者挨拶
5. 来賓祝辞
6. 表彰状贈呈
7. 税制改正提言の報告
8. 青年部会による租税教育活動の報告
9. 大会宣言
10. 閉会の辞

第3部 懇親会 17:00～18:00

1. 開会の挨拶
2. 乾杯
3. 閉会の挨拶

【テーマ】

日本の山里に、こんな仕事・移住企業も
ありますよ
～地方創生の独創的ビジネスモデル～



【パネリスト】

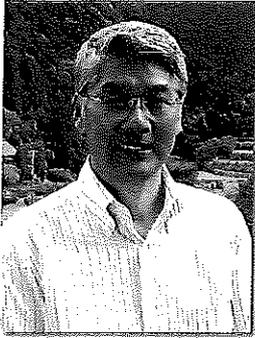
株式会社いろどり 代表取締役社長
横石 知二氏

略歴

- 1958年 徳島県徳島市生まれ
- 1986年 「つまもの（料理を引き立てるための葉っぱや枝花）」事業開始
- 1999年 第三セクター「株式会社いろどり」を設立
- 2007年 「Newsweek」誌「世界を変える社会起業家100人」に選出

契約農家200軒で取り組む「いろどり」事業で平均年齢70歳のお年寄りがイキイキと働き、高収入を得る姿は「究極の高齢者福祉産業」ともいわれ、全国、また、世界各国からの視察や取材が絶えない。

- ・総務省「地域情報化アドバイザー」
- ・農林水産省「ディスカバー農山漁村の宝」有識者委員
- ・四国大学特認教授 等



【パネリスト】

特定非営利活動法人グリーンバレー 理事長

お お み な み し ん や
大 南 信 也 氏

略 歴

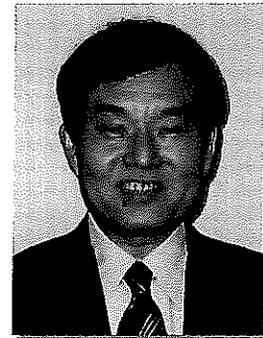
1953年 徳島県神山町生まれ

米国スタンフォード大学院修了。

過疎地域が生き残るための解決策を見出そうと、90年代よりアートや環境を柱に地域と世界をつなぎ、グローバルな視点で地域活性化を展開。

ワークインレジデンスによる若者や企業者の移住、ITベンチャー企業のサテライトオフィス誘致による雇用の創出に取り組んでいる。

- ・内閣官房「ふるさとづくり有識者会議委員」
- ・総務省「地域イノベーション有識者懇談会委員」
- ・文化庁「文化審議会文化政策部会委員」
- ・徳島大学客員教授、四国大学特認教授



【コーディネーター】

公益財団法人徳島経済研究所 専務理事

た む ら こ う い ち
田 村 耕 一 氏

略 歴

1951年 香川県生まれ

1973年 神戸大学経済学部卒業
日本銀行入行

2003年 徳島経済研究所専務理事

- ・一般社団法人徳島経済同友会理事
- ・全国経済同友会地方行財政改革推進会議
常任委員会委員
- ・地方シンクタンク協議会副代表幹事 等

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

・財政健全化目標を達成するには、厳しい財政規律の下で歳出・歳入両面からより堅実な数値目標を設定して地道に取り組むことが求められる。

- (1) 財政健全化は歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。
- (2) 消費税率10%への引き上げに当たっては、経済への負荷を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

・消費税引き上げは国民に痛みを求めることに変わりはなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず陣より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

・消費税率10%への引き上げにあたっては、行政改革の徹底、歳出の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視する必要がある。

- (1) 軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。

- (2) 低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

- (3) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

・国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。

また、マイナンバー運用に当たっては、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。

・マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めておきたい。

6. 今後の税制改革のあり方

・今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率20%台の早期実現
 - ・アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要がある、「20%台」は早期に実現すべきである。
 - ・税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。
 - (1) 我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の法人実効税率を実現する。
 - (2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。
2. 中小企業の活性化に資する税制措置
 - (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
 - (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。
3. 事業承継税制の拡充
 - ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。
 - (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。
 - ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 - ③ 対象会社規模を拡大する。
 - (2) 親族外への事業承継に対する措置の充実
 - (3) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

III. 地方のあり方

- ・地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。
- ・我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方交付税改革をさらに進め、地方行政に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。
 - (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
 - (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
 - (3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
 - (4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
 - (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

- ・今年は5年間の集中復興期間の最終年となるが、被災地の復興、産業の進展はまだまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
2. 交際費課税の適用期限延長

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2) 各種控除制度の見直し
 - (3) 個人住民税の均等割
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - 地価の動向は、全国ベースでは依然として下落が続いているが、一方で三大都市圏では上昇に転じる傾向にある。こうした中で固定資産税については負担感が強いとの指摘がなされている。このため、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
 - また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、納税者に対して分かり易い説明をすることが求められる。
2. 事業所税の廃止
3. 超過課税
4. 法定外目的税

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

● 厳しい財政状況を踏まえ、

国・地方とも行財政改革の徹底を!

● 中小企業のカ強い成長なくして、

真の経済再生なし!

● 法人の実効税率を早期に20%台に引き下げ、

軽減税率15%本則化の実現を!

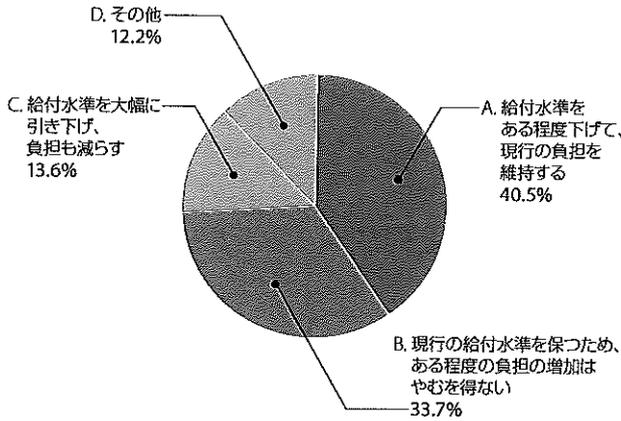
● 中小企業の円滑な事業承継のために、

欧州並みの本格的な税制の創設を!

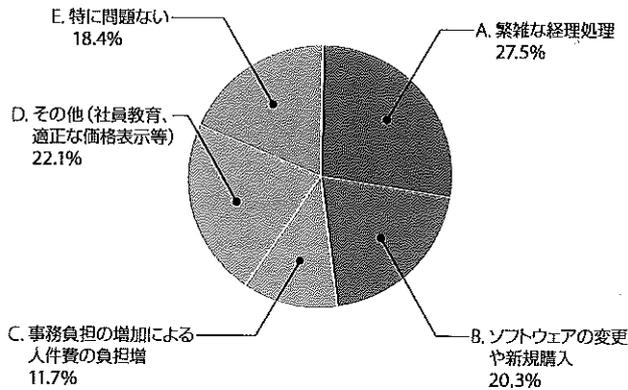
税制改正に関するアンケート調査結果

(有効回答総数 10,062名)

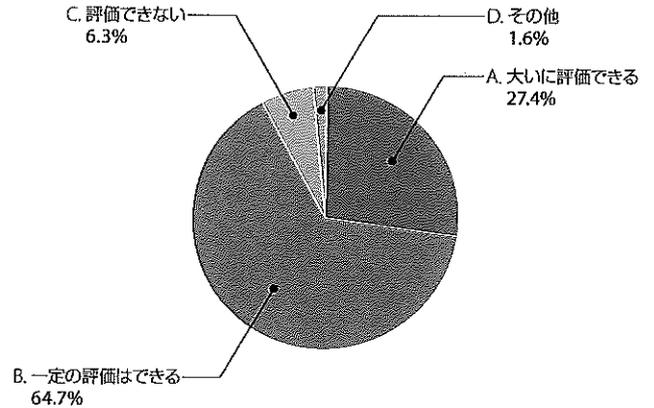
Q1 少子高齢化により増大する社会保障費を抑制するためには、負担と給付のあり方を見直す必要があります。今後の社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。



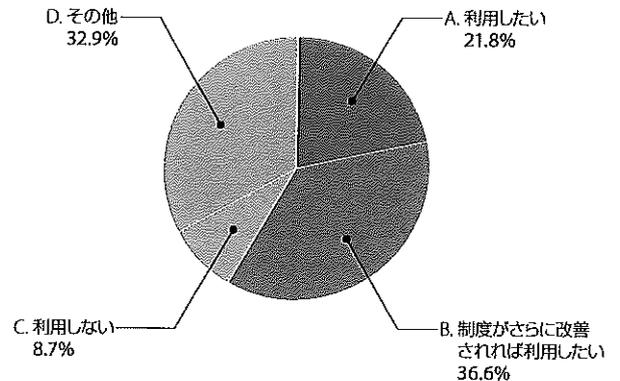
Q2 仮に消費税の軽減税率が導入された場合、あなたの会社で特に懸念される点があればお聞かせください。(2つ選択)



Q3 今般の改正では、第一段階として法人実効税率(改正前34.62%)が平成27年度は32.11%(▲2.51%)、28年度は31.33%(▲3.29%)に引き下げられます。法人実効税率が段階的に引き下がることについてどう考えますか。



Q4 本年1月から、相続税・贈与税の納税猶予制度の適用要件等が緩和されました。今後、この制度を利用したいと思いますか。



われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税に関する活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史と実績を踏まえ、新公益法人等への移行を契機に「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、引き続き、租税教育など税の啓発活動を中心とした公益的な活動をさらに積極的に展開し、広く社会に貢献していくことをここに誓うものである。

わが国は、今、企業収益が総じて改善傾向にあり、設備投資も増加基調に転じ始めるなど「アベノミクス」が一定の効果をあげ、緩やかな回復基調を続けている。

しかしながら、米国の金融政策や中国経済など外部環境が不確実性を増しており、新たな成長戦略のもと、できるだけ早期に国民の実質所得、個人消費、設備投資の好循環という持続的な成長サイクルを構築することが求められている。

加えて、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立も国家的課題となっている。これらの課題に対応するに当たっては、その前提として、行政改革の徹底が行われるべきである。

こうした中、アベノミクスによる効果は、地域経済と雇用の担い手である中小企業に、まだ十分に浸透していない。

日本経済の再生のためには、それぞれの地域を支える中小企業の力強い成長が不可欠であり、われわれ法人会は、「法人実効税率20%台の早期実現」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「平成28年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ徳島の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成27年10月8日
全国法人会総連合全国大会

ご来賓(招待者)

●官公庁

国 税 庁 長 官	中 原 広 殿
国 税 庁 課 税 部 長	川 嶋 真 殿
国 税 庁 法 人 課 税 課 長	新 井 智 男 殿
高 松 国 税 局 長	鳴 島 安 雄 殿
同 課 税 部 長	陰 山 英 隆 殿
同 法 人 課 税 課 長	西 岡 壽 博 殿
徳 島 税 務 署 長	高 橋 稔 殿
徳 島 県 知 事	飯 泉 嘉 門 殿
徳 島 市 長	原 秀 樹 殿

●友誼団体

四国税理士会徳島県支部連合会長	筒 井 義 文 殿
徳島県商工会議所連合会長	近 藤 宏 章 殿
徳島県商工会連合会長	岡 本 富 治 殿
徳島県青色申告会連合会長	中 嶋 修 三 殿
徳島県納税貯蓄組合連合会長	新 見 玄 幸 殿
徳島県間税会連合会長	佃 充 生 殿

●厚生事業協力会社

大同生命保険株式会社	
代表取締役社長	工 藤 稔 殿
A I U損害保険株式会社	
代表取締役社長兼CEO	小 関 誠 殿
アフラック	
日本における代表者・社長	山 内 裕 司 殿